陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等の皆さま

自動車運転者の「安全確保の徹底」に ご協力をお願します！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。
自動車運転者の安全確保のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆さまの取り組みが不可欠です。

新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要が増加している中、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

厚生労働省では、自動車運転者の安全確保のため、以下のガイドラインを策定しています。
具体的な実施事項等は、裏面のチェックリストで確認ください。

陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン

陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、荷役作業場所における安全の確保等、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの。

ガイドラインのポイント

交通労働災害防止のためのガイドライン

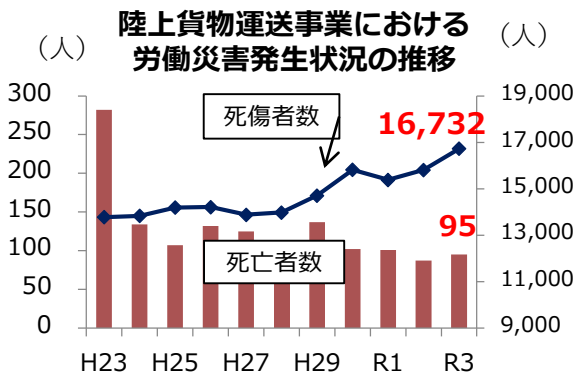
交通労働災害の防止を図るための指針として、安全な走行ができない可能性が高い発注の禁止等、事業者や運転者の責務と、荷主、元請事業者等による配慮事項等を示したもの。

ガイドラインのポイント

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

災害は増加傾向

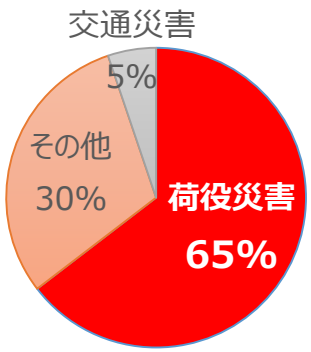
毎年約15,000人が被災しています。



出典：労働者死傷病報告(休業４日以上)、死亡災害報告

7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が
荷役作業で発生しています。



※令和２年の死傷者数15,815人のうち、無作為に1,000件を抽出し、集計したもの
※内訳は作業内容（令和2年）

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

安全対策ができているか、以下のチェックリストで確認してください

荷役作業の安全対策チェックリスト
（「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より）

① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- ☐ 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- ☐ 十分な明るさで作業している
- ☐ 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- ☐ 荷や資機材の整理整頓をしている
- ☐ 風や雨が当たらない場所で作業している

②墜落、転倒、腰痛等の対策

- ☐ 墜落や転落を防ぐ対策をしている
 （手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備（親綱等）の設置等）
- ☐ つまずきやすい、滑りやすい場所の対策をしている
 （床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等）
- ☐ 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③陸運事業者との連絡・調整

- ☐ 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- ☐ 荷役作業の書面契約をしている
- ☐ 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- ☐ 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

※ 上記は、同ガイドラインに示している事項のうち主要なものを記載しています。
詳細についてはガイドライン本文を参照ください。

交通労働災害防止対策チェックリスト
（「交通労働災害防止のためのガイドライン」より）

荷主、元請事業者等による配慮

- ☐ 荷主、元請事業者等の事情での直前の貨物の増量による過積載運行を行わせていない
- ☐ 到着時刻の遅延が見込まれる場合、到着時刻の再設定やルート変更等を行っている
- ☐ 改善基準告示に違反し安全な走行ができない可能性が高い発注をしないようにしている
- ☐ 荷積み・荷卸し作業の遅延で予定時間に出発できない場合、到着時間を再設定し、荷役作業開始まで荷主の敷地内で待機できるようにしている

ご不明な点は、最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署へお問い合わせください。

R5.1